

生活

LIFE

11月27日(木)は赤羽根町 土地改良区総代会総代総選挙

田原市選挙管理委員会では、12月1日に任期満了となる赤羽根町土地改良区総代会総代の総選挙を行います。

赤羽根町土地改良区総代会は、公選による総代100人により構成されています。詳しくは直接お問い合わせください。

選挙日程

立候補届出受付 11月20日(木)・21日(金) 午前8時30分～午後5時
市役所201会議室 投票 11月27日(木) 午前7時～午後3時
開票(選挙会) 午後3時30分
田原市選挙管理委員会(総務課内)
☎23局3506

成人式に参加を希望される方へ

田原市では、平成16年成人式を1月11日(日)に田原市総合体育館で行います。平成15年11月28日現在、田原市に住民登録されている方に

は、12月初旬に案内状をお送りします。

また、成人式には市外に住所のある方でも参加できます。希望される方は、生涯学習課へお申し込みください。

成人式参加対象者 昭和58年4月2日から昭和59年4月1日生まれの方 申し込み 12月18日(木)までに電話にて

生涯学習課 ☎23局3531



「県民の生活環境の保全等に関する条例」が施行されました

私たちの身の回りでは、自動車の排気ガスなどの都市生活型公害をはじめ地球温暖化など、さまざまな環境汚染が問題となっています。

このような新たな環境問題に対処し、より良い環境を確保するため、愛知県公害防止条例を全部改正した「県民の生活環境の保全等に関する

条例」が制定され、10月1日から施行されました。都市生活型公害、地球温暖化、化学物質による環境リスク、土壌・地下水汚染などさまざまな環境問題への対策が盛り込まれています。詳しくは愛知県環境部ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)をご覧ください。直接お問い合わせください。

新たに規定した分野

- ・ 土壌および地下水の汚染の防止に関する規制
 - 土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染土壌の拡散防止や土地改変時の義務などを規定
 - 化学物質の適正な管理
 - 地球温暖化の防止
 - 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
 - 自動車駐車時のアイドリングストップや事業者の従業員に対する指導。500m以上の駐車場を設置している管理者は、利用者にアイドリングストップを周知させる。低公害車導入義務などを規定
 - 生活排水対策
 - 循環型社会の形成
- ・ 公害防止条例を強化した分野
 - ばい煙発生施設等に関する規制

事業活動に伴って排出される発がん性や毒性のある有害物質を、新たにばい煙の有害物質として規定。既定の有害物質も含めて新たにそれら有害物質に係るばい煙発生施設・炭化水素系物質発生施設を規制対象として追加

・ 騒音・振動に関する規制
特定建設作業の項目、規制対象飲食店営業などの種類、深夜における音響機器の使用を制限する営業などを追加

・ 屋外焼却行為に関する規則
ダイオキシン類の発生防止の観点を追加し、一定の基準を満たす焼却炉を用いないで、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草・木(木材)、紙または繊維を燃焼させる行為は原則禁止(ただし、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない場合などは適用除外あり)

環境課 ☎23局3541

